



令和6年度採用

新潟県妙高市職員採用試験案内

【任期付職員（一般行政、育児休業代替）】

次のとおり令和6年度採用の妙高市任期付職員（一般行政、育児休業代替）の採用試験を行いますので、ご応募ください。

受付期間：令和6年5月1日（水）～5月24日（金）

第1次試験日：令和6年6月2日（日）

1. 募集職種及び採用予定人数

職 種	職務内容	採用予定人数
①一般行政	市役所等で妙高市子ども家庭センターに関する業務に従事	1人
②一般行政 (育児休業代替)	市役所等で福祉業務（生活保護や高齢者・障がい者の相談・援助業務）に従事	1人

- ・任期付職員とは、任用期間が定められている正規職員です。
- ・任用後は、任期の定めのない正規職員と同様に一般職員として各種行政事務に従事します。
- ・任期が定められていること以外、勤務条件（給与、勤務時間、休暇、服務、災害補償等）は、原則として正規職員と同様の扱いとなります。（ただし、育児休業代替任期付職員として任用された場合、育児休業及び育児短時間勤務をすることはできません。）
- ・任用は条件付で、原則として任用から6か月間を良好な成績で勤務したときに正式任用となります。

2. 採用時期

令和6年8月又は9月

3. 任用期間

①一般行政（一般任期付職員）

採用日から令和8年3月31日まで

※勤務実績等により採用日から3年以内の範囲で更新する可能性があります。

②一般行政（育児休業代替）

採用日から令和8年3月31日まで

※育児休業代替は、職員の育児休業期間等に応じて任用期間を設定します。

※代替職員を必要とする理由が消滅した場合は、任用期間が短縮され、その時点で任期満了により退職していただくことになります。

4. 受験資格

高校卒業程度の学力を有し、パソコンを活用して表やグラフを用いた文書の作成ができるかた

5. 欠格事由

次のいずれかの欠格事由等に該当するかたは、受験できません。

- ①日本国籍を有しないかた
- ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでのかた
- ③妙高市職員として懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しないかた
- ④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入したかた

6. 試験日時及び試験会場

試験の区分	日 時	試 験 会 場
第1次試験	令和6年6月2日(日) 受付時間 午後9時00分から 午前9時20分まで 試験開始 午前9時40分	妙高市役所 (妙高市栄町5番1号)
第2次試験	令和6年7月中旬予定 ※詳細は、対象者に別途通知します。	妙高市役所 (妙高市栄町5番1号)

7. 試験の概要

(1) 一般行政(上級)

区 分		試 験 科 目
第1次試験	筆記試験	・職務基礎力試験 論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題 ・職務適応性検査
第2次試験	面接試験	個別面接

※職務適応性検査は試験の合否判定に影響しません。第2次試験(面接試験)受験の際に面接官の補助資料として活用します。

8. 合格者の発表

- ①第1次試験の結果については、受験者全員へ合否の通知をします。
- ②第2次試験の結果に基づき、採用内定者を決定し、第2次試験受験者全員へ通知します。
- ③試験結果が一定水準に達しない場合は、採用の内定を行わないこともあります。

9. 個人情報の開示

試験結果については、個人情報の保護に関する法律第76条第1項の規定に基づき、次のとおり開示請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が、受験票及び身分証明書を必ず持参し、妙高市役所総務課へ来てください。電話等による請求はできません。

開示対象者	開示内容	開示方法	開示期間
第1次試験の不合格者	・職務基礎力試験の得点 ・総合順位	開示内容を記載した個人票を交付	第1次試験の合否発表後、1ヵ月間
第2次試験の不合格者	・職務基礎力試験及び面接試験の各得点 ・総合順位		第2次試験の合否発表後、1ヵ月間

10. 受験申込書の受付期間及び受験申込み手続き

(1) 受験申込書の受付期間

令和6年5月1日(水)～5月24日(金)

※受付期間の内、土曜日、日曜日、祝日を除く、平日の午前8時30分から午後5時15分までとします。

(2) 受験申し込みに必要なとする書類

妙高市職員採用試験受験申込書・履歴書 1通

※必ず指定した場所に縦4cm×横3cm程度の写真1枚添付のこと。

(3) 受験申込みの方法

上記(2)の書類を受付期間内に下記へ提出してください。

〒944-8686

新潟県妙高市栄町5番1号 妙高市役所 総務課人事係

(注意)

- ・**郵送による場合は、受付期間の最終日(5月24日)必着。**
- ・提出書類に不備がある場合は、受付できないことがあります。郵送で申し込む場合は、特に注意してください。
- ・**郵送で申し込む場合は、封筒の表に「受験申込み」と朱書き、書留としてください。**
- ・受験票を送付しますので、**84円切手を貼った返送用封筒(定型(長型3号))**に送付先の住所・氏名を明記し、同封してください。

11. その他

(1) 勤務条件、給与等（令和6年4月1日現在の状況）

①初任給について

○令和6年度の新規学校卒業者の初任給

区 分	給料月額
高校卒（初級）	166,600円
短期大学卒（中級）※参考	179,100円
大学卒（上級）※参考	196,200円

※採用前の学歴・職歴により、上記初任給額に経験年数加算を行います。

②諸手当について

期末手当、勤勉手当、寒冷地手当が支給される他、状況により通勤手当、扶養手当、住居手当などが支給されます。

③勤務条件等について

- ・勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。
- ・原則として週2日及び12月29日から翌年1月3日までは休みです。
- ・年次有給休暇は、通常、採用された年は15日、翌年から20日が付与されます。
- ・療養休暇、夏季休暇、ボランティア休暇など国家公務員に準じた休暇制度があります。

(2) 受験の費用負担等

受験のための旅費等は、受験者の負担となります。

(3) 新型コロナウイルス感染症対策について

- ・試験当日のマスク着用は個人の判断によることとします。
ただし、感染が拡大傾向にある場合には、マスクの着用をお願いすることがあります。
- ・発熱や咳等の体調不良がある方は、症状の程度により受験ができない場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

(4) その他不明な点は、下記へお問い合わせください。

〒944-8686 新潟県妙高市栄町5番1号
妙高市役所 総務課 人事係

- ・電話：0255-74-0003（直通）
- ・ホームページアドレス：<http://www.city.myoko.niigata.jp/>
- ・Eメールアドレス：somu@city.myoko.niigata.jp